

支援者向け

成年後見制度活用に向けた
手引き

令和4年3月

松戸市・松戸市成年後見支援センター

目次

成年後見制度活用に向けた「手引き」の使用方法	• • • 1
成年後見制度活用検討時のフロー図	• • • 2
権利擁護支援検討チェックシート	• • • 3
申立人の検討について	• • • 4
申立支援者及び候補者の検討・申立費用助成の利用検討について	• • • 6
【参考資料1】松戸市成年後見制度本人・親族申立費用助成 事前チェックリスト	• • • 7
【参考資料2】申立支援機関向け費用助成についてのご案内	• • • 8
成年後見制度等に関する松戸市の窓口・資源について	• • • 9

成年後見制度活用に向けた「手引き」の使用方法について

目的

令和2年4月、権利擁護支援の中核となる機関を市社会福祉協議会に委託し「松戸市成年後見支援センター」を開設いたしました。「安心してつながる支え合いのまち まつど」をキャッチフレーズとし、地域連携ネットワークの構築等を行っております。

「相談場面」における共通の課題として、力量差や人材育成、相談の内容を分析する力や成年後見制度利用に向けた支援の振り分けを行う力量不足、申立を行う際の役割が不明確であることが分かりました。今回この「手引き」は一次相談窓口で相談を受ける職員の質の平準化を目的とし、成年後見制度の申立を行うまでの各場面において判断の基準となるよう作成いたしました。

成年後見制度活用に向けた「手引き」の使用方法

次ページの成年後見制度活用検討時のフロー図は、職員が様々な相談を受ける中で、財産管理や判断能力に課題がある場合、どのような流れで成年後見制度等を活用すべきか示しています。別紙①～③のシートを用いながら検討を進めていきます。

①権利擁護支援検討チェックシート

相談受付後、アセスメントや課題整理を行い、財産管理や判断能力に課題があると判断した場合に用います。現状の課題について、当てはまる事象をチェックします。適切な制度利用の一つの指標としてご活用ください。

②申立人の検討

チェックシートを活用したのち、成年後見制度の利用が必要であると判断した際に「家庭裁判所への申立を誰が行うのか」について検討が必要です。申立人になれる人は限られているため、支援の中で協力を得られる親族がいるかどうか把握しておくことは非常に重要です。

③申立支援者及び候補者の検討・依頼、申立費用助成の利用を検討

◎申立支援者について

申立人が本人もしくは親族の場合、書類が複雑である等の理由から、自身で手続きを進めることができ困難である場合、弁護士や司法書士等に申立支援を依頼することができます。

◎申立費用助成の利用について

市では申立費用の捻出が困難である方に対して、30万円を上限に費用助成を行っています。市の財務規則上、先払いができないため、一度どなたかに立て替えて頂く必要があります。また、事前に参考資料1のチェックリストの提出が必要となります。

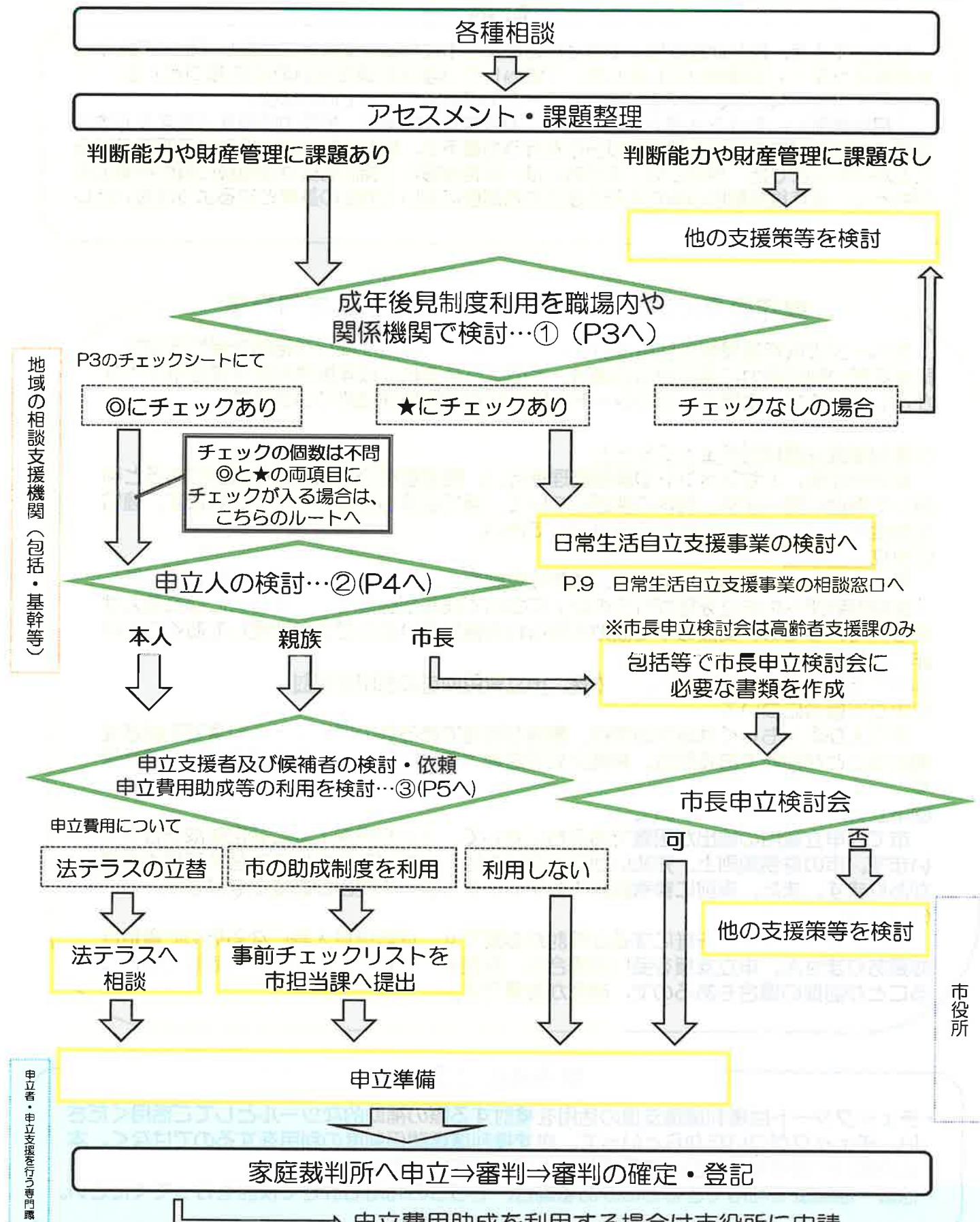
◎候補者について

成年後見人等候補者を誰にするか検討が必要です。成年後見人等になるために資格は必要ありません。申立支援を受ける場合は、支援者（法人）が成年後見人等候補者となることが前提の場合もあるので、確認が必要です。

使用時の注意点

- ・チェックシートは権利擁護支援の活用を検討する際の補助的なツールとしてご活用ください。チェックがついたからといって、必ず権利擁護関係制度の利用をするのではなく、本人の想いや環境等の要因にも配慮した上で検討を行ってください。
- ・他法・他制度で利用できるものがある場合、そちらの利用も併せて検討を行ってください。

成年後見制度活用検討時のフロー図



①成年後見制度活用を検討

権利擁護支援検討チェックシート

記入日 年 月 日

利用者名：

記入者名：

所属機関：

利用者の状況に当てはまるものにチェックを入れてください。

◎日常生活面		チェック欄	
	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、福祉サービスの利用もしくは誰かが注意していれば自立できる。	<input type="checkbox"/>	★
	今までできていたこと（例：一人で買い物等）が出来なくなった等、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	<input type="checkbox"/>	○
◎財産管理面		チェック欄	
	日常的な金銭管理（預貯金の払い戻し等）に支援が必要である。	<input type="checkbox"/>	★
	通帳や印鑑の紛失・再発行を複数回行っている。	<input type="checkbox"/>	★
	年金・手当等の受取り手続きが必要である。	<input type="checkbox"/>	★
	公共料金（電気・ガス・水道）の支払い手続きが必要である。	<input type="checkbox"/>	★
	高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。	<input type="checkbox"/>	○
	定期預金の解約手続きが必要である。	<input type="checkbox"/>	○
	賃貸借契約の手続きが必要である。	<input type="checkbox"/>	○
	不動産の売買・処分等の財産管理・処分を行う必要がある。	<input type="checkbox"/>	○
	生命保険等の請求の手続きが必要である。	<input type="checkbox"/>	○
	本人の資産を超える未払い（負債）がある。	<input type="checkbox"/>	○
遺産分割や遺産相続の手続きなどが必要である。	<input type="checkbox"/>	○	
◎身上保護面		チェック欄	
	福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能。	<input type="checkbox"/>	★
	病院や福祉施設の入所・入院等の契約行為をする必要があるが、契約等の意味を自ら理解し、判断することができない。	<input type="checkbox"/>	○
◎特記事項			

②申立人の検討

本人申立て

▶ 本人が補助・保佐レベルであれば支援を受けながら本人申立てが可能であることが多い

- 申立てを行う判断能力を有している
- 申立ての必要性が理解できる
- 申立ての意思がある※1
- 申立て手続きを進めることができる（申立て支援を依頼する場合も含む）



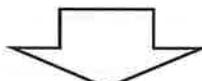
全てにチェックが入らない場合

親族申立て

▶ 本人から見て、次の方たちが4親等内の主な親族にあたる（P.5参照）

- ・親、祖父母、子、孫、ひ孫
- ・兄弟姉妹、甥、姪
- ・おじ、おば、いとこ
- ・配偶者の親、子、兄弟姉妹

- 本人の状況を把握することができる
- 申立ての必要性が理解できる
- 親族自身に申立ての意思がある
- 申立て手続きを進めることができる
(代理申立て利用・申立て支援する場合も含む)



全てにチェックが入らない場合

市長申立て

▶ 本人が申立てできず、親族の協力も得られない場合には、市長申立てを検討していくことが必要

- ・認知症高齢者等（老人福祉法第32条）

⇒ 高齢者支援課へ

- ・知的・精神障害者等

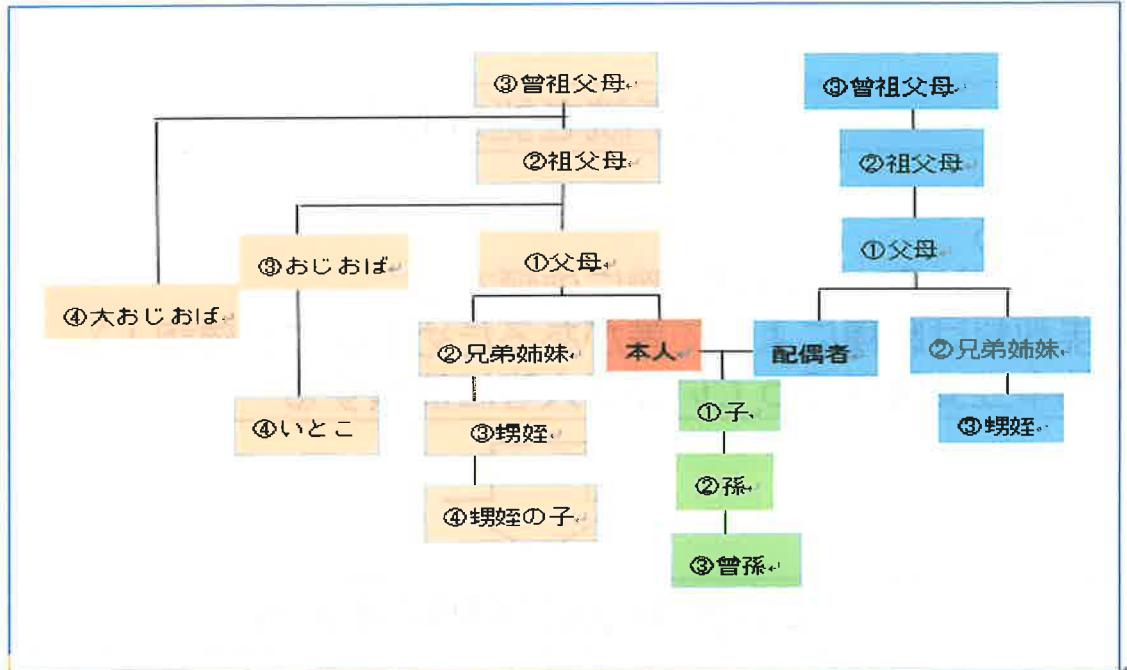
（知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2）

⇒ 障害福祉課へ

※1 本人が制度の必要性を理解しておらず、申立ての意思がない場合でも、本人の福祉や生活する上で制度利用が必要な場合は、本人や親族と相談をしながら申立て手続きを進めていくことが望ましい。

参考：四親等親族図

以下が申立てができる親族の範囲になります。



参考：申立てに必要な書類

ここに挙げたものは一例です。

1 申立手続書類 【成年後見・保佐・補助 共通】

- 申立書 申立事情説明書
 - 本人の意見書（本人による申立てではない場合に提出）
 - 診断書（成年後見制度用）
 - 本人情報シート 親族関係図
 - 親族の意見書（もらうのが困難な場合はなくても可）
 - 後見人等候補者事情説明書
 - 財産目録 収支予定表
 - 【保佐開始の場合】 代理行為目録 代理権付与を求める場合に提出
 - 【補助開始の場合】 同意行為目録 同意権付与を求める場合に提出
 - 代理行為目録 代理権付与を求める場合に提出
- #### 2 本人に関する書類

 - 戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本） 住民票（又は戸籍附票）
 - 登記されていないことの証明書
 - #### 3 後見人候補者に関する書類

 - 住民票 法人の場合は、商業登記簿謄本
 - #### 4 本人の財産（収支）に関する書類

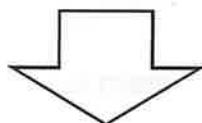
 - (1) 定期的な収入に関する資料 など

「千葉家庭裁判所 成年後見申立ての手引き 第14版（令和4年4月）」より抜粋

③申立支援者及び候補者の検討・依頼 申立費用助成の利用を検討

申立手続を誰が行うか

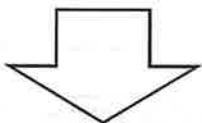
- 自身で行う
- 親族が行う
- 弁護士や司法書士等の専門職に依頼する
(支援手数料は職種によって差があるため事前に要確認!)
- その他申立支援を行っている法人等に依頼する



申立費用助成を利用するか

- 生活保護受給者の場合、法テラスで申立費用の償還免除（立て替え）を行っているため、相談する。
- 生活保護受給者以外で、申立費用の捻出が困難である方（世帯の預貯金が100万円以下）は、市で行っている申立費用助成の利用を検討する。利用する際は、事前に参考資料1の事前チェックリストを市の担当課へ提出する必要がある。助成の上限額は30万円。対象項目は、参考資料2を参照。

※申請は成年後見等開始審判のあった日から起算して60日以内



成年後見人等候補者

- 申立書に候補者を記入する項目があるので、早期から検討が必要
 - 候補者は、親族や専門職、法人後見受任団体が考えられる
 - 特に候補者がいない場合は選任を家庭裁判所に一任することになる。
- ※「その他申立支援を行っている法人等」に申立支援を依頼する場合は、支援者（法人）が後見人候補者となることが前提となる場合があるので、法人等に後見人候補者まで引き受けてもらえるか併せて相談する必要がある。

松戸市成年後見制度 本人・親族申立費用助成 事前チェックリスト

参考資料1

記入日

年月日

本人氏名

(歳)

(生活保護受給の有無)

有・無

チェックリスト記入者

(所属機関名)

松戸市担当者

課(担当:)

No.	項目	チェック欄
◎全員記入		
1	住民票が松戸市にあり、介護保険者もしくは障害福祉サービスの援護地も松戸市である	<input checked="" type="checkbox"/>
2	住民票は他市町村にあるが、介護保険者もしくは障害福祉サービスの援護地が松戸市である	<input checked="" type="checkbox"/>
3	4親等以内の親族に金銭的支援が求められない ※親族でなくとも、金銭的支援が受けられる場合は助成の対象外	
4	診断書を作成する医師が決定している 世帯の預貯金が100万円未満である ※世帯とは、住所と生計をともにしている者をいう	
◎世帯に本人以外もいる場合のみ記入		
5	本人以外の世帯員全員の氏名 ※申請時に全員の通帳のコピーが必要	氏名 続柄
◎申立支援を依頼する場合のみ記入		
6	支援機関等は申立費用の立替えが可能である ※松戸市財務規則上、前払いはできないため後払いとなる。 そのため、一時的に支援機関等に申立費用を立て替えてもらう。 申立に至らなかった場合、当助成制度は使えない。	支援機関(者)名
7	支援機関等に申立手数料を確認した(実費を除く支援にかかる手数料) ※予算に限りがあるため、実際の請求と差異がある場合は事情を確認する場合がある。	申立手数料 円
8	支援機関等に別紙「申立費用助成について」の説明をした	参考資料2へ
◎本人申立の場合		
9	医師または申立支援機関等が「本人申立が可能」と判断している	
◎生活保護受給者の場合		
10	法テラスに相談した ※法テラスにおいて償還免除という形で、費用を支払わなくてよい場合がある。 そちらが利用できるのであれば、当助成制度は対象外となる。	
支援の経過がわかるもの(フェイスシート等)を添付の上、 介護保険の対象者は高齢者支援課、それ以外は障害福祉課へ提出 R4.4版		

～申立支援機関等の皆様へ～

松戸市成年後見制度 本人・親族申立費用助成についてのご案内

R4.4版

○目的

- この制度は、判断能力の低下に伴い成年後見制度の利用が望ましい低所得の高齢者及び障害者等に対し、成年後見制度の申立費用を助成することにより、権利擁護の推進を図ることを目的としております。

○助成額について

- 当助成制度の対象となる費用につきましては以下のとおりです。各項目の上限額はございませんが、1件の申立につき総額30万円が上限となっております。同一の費目に係る助成金の支給は1回限りです。
 - ①収入印紙購入費用（審判開始申立手数料、登記手数料、登記されていないことの証明書交付手数料に限る。）
 - ②郵便切手購入費用（申立書に添付するものに限る。）
 - ③鑑定費用
 - ④診断書作成手数料
 - ⑤戸籍謄本その他申立に必要な添付書類の交付手数料
 - ⑥郵送料
 - ⑦弁護士又は司法書士が書類の作成その他の本人・親族申立の手続きを支援した場合の当該支援に係る手数料
 - ⑧成年後見制度の利用に関する相談支援を行う者が当該支援を行った場合の当該支援に係る手数料
- 上記に記載しているもの以外は当助成制度の対象となりませんので、ご注意ください。
- 松戸市の財務規則上、前払いができないため、どなたかに申立費用を立て替えて頂く必要があります。その際、本人や親族が立て替え困難な場合、申立支援機関等に立て替えていただく必要があります。
（申立に至らなかった場合は、当助成制度は利用できませんので、あらかじめご了承ください。）
- 予算に限りがございますので、事前に伺っていた手数料（⑦・⑧に該当する費用）と実際の請求に差異がある場合は事情を確認する場合がございます。

○申請方法について

- 成年後見等開始審判がおりてから、60日以内に必要書類一式を揃えて、下記担当課へ申請が必要となります。申請手続きは、原則として申立支援を行った方にお願いしております。地域包括支援センターや基幹相談支援センターの職員は行いませんので、ご注意ください。
- 申立支援機関等が費用を立て替えており、助成金を直接申立支援機関等の口座へ入金を希望する場合は、申請者の委任状が必要となります。
- 申請書及び必要書類は市のホームページに掲載しておりますので、事前にご確認をお願いいたします。
（右記のQRコードからご覧いただけます。）

○助成制度に関する問合せ・提出先

- 成年被後見人等となり得る方が介護保険の対象者である場合
 松戸市福祉長寿部高齢者支援課 TEL：047-366-7346
- それ以外の方
 松戸市福祉長寿部障害福祉課 TEL：047-366-7348

申請書類等について



成年後見制度等に関する松戸市の相談窓口

種別	窓口の名称	連絡先	開所時間	備考
成年後見制度利用に関する全体的な相談	松戸市成年後見相談室	047-702-3033	平日9:00~16:30	法人後見 (松戸市委託事業実施)
	千葉県弁護士会松戸支部	047-366-6611	平日10時~11時半 /13時~16時	弁護士・一般法律相談 (事前予約・有料相談)
	ちば司法書士総合相談センター	043-204-8333	月~土9:00~17:00 (祝日除く)	司法書士による面談相談・電話相談(無料相談)
申立費用の助成に関する問い合わせ	松戸市福祉長寿部高齢者支援課	047-366-7346	平日8:30~17:00	高齢者に関する 申立費用助成 報酬助成
	松戸市福祉長寿部障害福祉課	047-366-7348	平日8:30~17:00	障害者に関する 申立費用助成 報酬助成
申立手続、申立手続の支援に関する問い合わせ	千葉県弁護士会松戸支部	047-366-6611	平日10時~11時半 /13時~16時	弁護士・一般法律相談 (事前予約・有料相談)
	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート	043-301-7831	平日9:00~17:00	司法書士
	日本司法支援センター 法テラス松戸	050-3383-5388	平日9:00~17:00	経済的にお困りの方を対象とした無料法律相談、弁護士・司法書士費用等の立替
	一般社団法人千葉県社会福祉士会 権利擁護センターはあとなあ千葉	043-238-2866	火・木10:00~16:00 (電話相談)	社会福祉士
	NPO法人成年後見センター しぐなるあいす	047-702-7868	平日9:00~17:00	法人後見 (松戸市委託事業実施)
	NPO法人 早稲田成年後見サポートセンター	本部 03-3847-7600 松戸事務所 047-710-6950	平日10:00~19:00 (相談無料) 平日9:00~17:00 (相談無料)	法人後見
	認定NPO法人 東葛市民後見人の会	本部 04-7137-9393 松戸支部 090-6156-0673	(電話受付) 火~土(祝日除く) 10:00~17:00	法人後見
	一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター	043-221-4192	平日9:00~17:15	行政書士(電話相談無料)
	一般社団法人 社労士成年後見センター千葉	本部 043-307-5830 東葛支部 04-7136-2560	平日10:00~16:00	社会保険労務士
	松戸市福祉長寿部高齢者支援課	047-366-7346	平日8:30~17:00	高齢者に関する相談
市長申立に関する問い合わせ	松戸市福祉長寿部障害福祉課	047-366-7348	平日8:30~17:00	障害者に関する相談
	松戸公証役場	047-363-2091	平日9:00~12:00 13:00~17:00 ※来所相談は事前予約	任意後見公正証書・ 遺言公正証書の作成
日常生活自立支援事業に関する問い合わせ	松戸市社会福祉協議会 生活相談課 日常生活自立支援事業	047-368-0349	平日8:30~17:00	日常生活 自立支援事業の 相談窓口

◆成年後見制度申立に関する手続き先

千葉地方法務局戸籍課	043-302-1316	平日8:30~17:15	登記事項証明書等 (窓口申請)
東京法務局民事行政部後見登録課	03-5213-1360	平日8:30~17:15	変更登記等の申請及び登記事項証明書等の発行(郵送可)

◆成年後見制度の申立先

千葉家庭裁判所 松戸支部 後見係	047-313-0153	平日8:30~17:00	申立書式の提供・ 書類の受領等
------------------	--------------	--------------	--------------------

発行元 松戸市成年後見支援センター 電話047-710-6676

